

令和7年12月26日
千葉商工会議所（非特恵）

台湾向け原産地証明書における産地・指定文言を記載する特別対応の廃止について

千葉商工会議所では、本来は原産地証明書に記載することのできない指定文言と産地（都道府県名）を証明書上に記載する措置を、農林水産省の要請に応じて2022年3月から特別に認めておりましたが、2025年1月21日、台湾当局が日本産食品に対する輸入規制撤廃を公表し、これまで一部の食品を台湾へ輸入する際に必要とされた放射性物質検査報告書、及び産地証明書が不要となりました。

つきましては、台湾向け日本産食品についても通常の申請ルールを適用いたします。該当するご申請者各位におかれましては、ご留意いただけますよう何卒よろしくお願い申し上げます。なお、輸入者側からの希望等で産地（都道府県名）を記載されたい場合は、サイン証明でのご申請をご検討ください。

1. 廃止する特別ルールの詳細

以下の記載を不可とし、通常の申請ルールを適用いたします。

- ・「備考欄（6 Remarks 欄）」：産地（都道府県名）の記載
- ・「備考欄（6 Remarks 欄）」：「This certificate of origin is issued by the Chamber of Commerce and Industry in accordance with the Chambers of Commerce and Industry Act under the jurisdiction of the METI.」の記載

2. 適用開始日

日本産食品に対する輸入規制撤廃時から